

中央区国民健康保険料率の改定等について

 **令和7年度の中央区国民健康保険料率の改定等を行う。**

➤ 特別区長会において令和7年度特別区国民健康保険基準保険料率が決定したこと等を受け、所要の改定を行う。

1 内 容

(1) 保険料率等

			令和6年度	令和7年度	増減
基礎分	保険料率	所得割率	8.69%	7.71%	▲0.98ポイント
		均等割額	49,100円	47,300円	▲1,800円
	賦課限度額		65万円	66万円	+1万円
	賦課割合		64:36	64:36	—
後期高齢者 支援金分	保険料率	所得割率	2.80%	2.69%	▲0.11ポイント
		均等割額	16,500円	16,800円	+300円
	賦課限度額		24万円	26万円	+2万円
	賦課割合		64:36	65:35	—
介護納付金分	保険料率	所得割率	2.26%	2.25%	▲0.01ポイント
		均等割額	16,500円	16,600円	+100円
	賦課限度額		17万円	17万円	0円
	賦課割合		62:38	63:37	—

※ 本区の保険料率については23区の一体的水準を確保するため統一保険料方式によることとしている。

中央区国民健康保険料率の改定等について

(2) 均等割額の軽減額

(1) の均等割額の改定に伴い、低所得者の均等割額の軽減額（7割、5割、2割軽減）、未就学児の均等割額の軽減額（5割、1.5割、2.5割、4割軽減）の改定を行う。詳細は別紙のとおり

(3) 低所得者に係る軽減判定所得の見直し

低所得者の保険料負担を軽減する措置として均等割額の軽減の判定所得を引き上げる。

- ・ 5割軽減の対象世帯：被保険者の数に乘すべき金額を30.5万円（現行：29.5万円）に引き上げ
- ・ 2割軽減の対象世帯：被保険者の数に乘すべき金額を56万円（現行：54.5万円）に引き上げ

2 改正を要する条例

中央区国民健康保険条例
(昭和34年11月中央区条例第22号)

3 施行予定日

令和7年4月1日

4 その他

令和7年2月20日開催の中央区国民健康保険運営協議会から原案を適当と認める答申を得ている。

【 保険料均等割額の軽減額 】

別 紙

(1) 均等割額の軽減額

	基礎分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
均等割額	49,100円	47,300円	16,500円	16,800円	16,500円	16,600円
7 割軽減額	34,370円	33,110円	11,550円	11,760円	11,550円	11,620円
5 割軽減額	24,550円	23,650円	8,250円	8,400円	8,250円	8,300円
2 割軽減額	9,820円	9,460円	3,300円	3,360円	3,300円	3,320円

(2) 未就学児の保険料均等割額の軽減額

	基礎分		後期高齢者支援金分	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
均等割額	49,100円	47,300円	16,500円	16,800円
5 割軽減額	24,550円	23,650円	8,250円	8,400円
1.5割軽減額	7,365円	7,095円	2,475円	2,520円
2.5割軽減額	12,275円	11,825円	4,125円	4,200円
4 割軽減額	19,640円	18,920円	6,600円	6,720円

【令和 7 年度国民健康保険料率等の算定について】

資 料

1 納付金及び標準保険料率について

国民健康保険事業は平成 30 年度以降、都道府県単位で運営することとなり、都道府県が財政運営の責任主体となった。

- ・都道府県は、区市町村へ保険給付に要する費用を全額交付する。
- ・区市町村は、都道府県に対し「国民健康保険事業費納付金」を納付する。
- ・区市町村は、都道府県が定める「標準保険料率」を参考に保険料率を決定する。

【令和 7 年度中央区国民健康保険事業費納付金】

区分	納付額
基礎分	3,737,498,400円
後期高齢者支援金分	1,359,059,969円
介護納付金分	550,572,495円
合計	5,647,130,864円

【令和 7 年度中央区標準保険料率】

基礎分		後期高齢者 支援金分		介護納付金分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.88%	48,211円	2.94%	17,727円	2.41%	17,541円

2 特別区の保険料率等の算定について

(1) 国保制度改革に伴う対応方針

将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行
⇒ 原則、23区統一で対応

(2) 令和 7 年度基準保険料率算定における基本的な考え方

① 特別区独自の激変緩和措置について

平成 30 年度の国保制度改革による保険料負担急増を回避するため、特別区では納付金の 94% を賦課総額に組み入れ、原則 1% ずつ引き上げていく「独自激変緩和措置」（平成 30 年度から令和 6 年度まで）を実施することとした。

しかし新型コロナウイルス感染症拡大等により、計画通り進めることができなかったことから、当初計画から遅れた 2 年延長することとし、令和 8 年度に納付金の 100% を賦課総額とすることとした。

⇒ 令和 7 年度においては、独自激変緩和割合を 99% として保険料率を算出。

② 介護納付金分の所得割率統一について

これまで各区設定としてきたが、都内保険料水準の統一を目指していくため、令和6年度から23区統一の基準保険料率を示すこととした。（令和8年度までは経過措置期間）

本区においては段階的に保険料率を見直し、令和6年度は基準保険料率2.36%から0.1%低い2.26%としたが、令和7年度から統一の基準保険料率2.25%を適用することとする。

3 令和7年度特別区及び中央区における保険料率等の改定

		特別区			中央区		
		令和6年度	令和7年度	増減	令和6年度	令和7年度	増減
基礎分	被保険者数	1,707,073人	1,698,978人	▲8,095人	26,716人	26,630人	▲86人
	所得割率	8.69%	7.71%	▲0.98ポイント	8.69%	7.71%	▲0.98ポイント
	均等割額	49,100円	47,300円	▲1,800円	49,100円	47,300円	▲1,800円
	賦課限度額	650,000円	660,000円	+10,000円	650,000円	660,000円	+10,000円
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	－	64 : 36	64 : 36	－
後援 高年齢 者 支 援 金 分	被保険者数	1,707,073人	1,698,978人	▲8,095人	26,716人	26,630人	▲86人
	所得割率	2.80%	2.69%	▲0.11ポイント	2.80%	2.69%	▲0.11ポイント
	均等割額	16,500円	16,800円	+300円	16,500円	16,800円	+300円
	賦課限度額	240,000円	260,000円	+20,000円	240,000円	260,000円	+20,000円
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	－	64 : 36	65 : 35	－
介護 納付 金 分	被保険者数	624,354人	620,804人	▲3,550人	11,453人	11,350人	▲103人
	所得割率	2.36%	2.25%	▲0.11ポイント	2.26%	2.25%	▲0.01ポイント
	均等割額	16,500円	16,600円	+100円	16,500円	16,600円	+100円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	+0円	170,000円	170,000円	+0円
	賦課割合	58 : 42	58 : 42	－	62 : 38	63 : 37	－
計	一人当たり保険料	196,019円	192,238円	▲3,781円	225,064円	223,341円	▲1,723円

4 令和7年度 収入別・世帯構成別保険料試算

(1) 年金受給者（65歳以上）
1人世帯〔世帯主（65歳）のみ〕
【保険料は（基礎＋後期）】

年 収	1 0 0 万円	2 0 0 万円	3 0 0 万円	5 0 0 万円	7 0 0 万円	9 0 0 万円
R 6 年度	19,680円	106,483円	234,503円	425,811円	621,141円	831,408円
R 7 年度	19,230円	100,160円	216,980円	390,139円	566,939円	757,259円
対前年度	▲450円	▲6,323円	▲17,523円	▲35,672円	▲54,202円	▲74,149円
対前年度比	97.7%	94.1%	92.5%	91.6%	91.3%	91.1%

(2) 年金受給者（65歳以上）
2人世帯〔世帯主（65歳）＋配偶者（65歳収入なし）〕
【保険料は（基礎＋後期）】

年 収	1 0 0 万円	2 0 0 万円	3 0 0 万円	5 0 0 万円	7 0 0 万円	9 0 0 万円
R 6 年度	39,360円	119,603円	300,103円	491,411円	686,741円	869,620円
R 7 年度	38,460円	112,980円	281,080円	454,239円	631,039円	821,359円
対前年度	▲900円	▲6,623円	▲19,023円	▲37,172円	▲55,702円	▲48,261円
対前年度比	97.7%	94.5%	93.7%	92.4%	91.9%	94.5%

(3) 給与所得者（65歳未満）
1人世帯〔世帯主（40歳）のみ〕
【保険料は（基礎＋後期＋介護）】

年 収	1 0 0 万円	2 0 0 万円	3 0 0 万円	5 0 0 万円	7 0 0 万円	9 0 0 万円
R 6 年度	43,800円	204,475円	300,725円	512,475円	737,975円	992,350円
R 7 年度	42,880円	193,285円	281,835円	476,645円	684,105円	918,130円
対前年度	▲920円	▲11,190円	▲18,890円	▲35,830円	▲53,870円	▲74,220円
対前年度比	97.9%	94.5%	93.7%	93.0%	92.7%	92.5%

(4) 給与所得者（65歳未満）
2人世帯〔世帯主（40歳）＋配偶者（40歳収入なし）〕
【保険料は（基礎＋後期＋介護）】

年 収	1 0 0 万円	2 0 0 万円	3 0 0 万円	5 0 0 万円	7 0 0 万円	9 0 0 万円
R 6 年度	84,850円	253,735円	382,825円	594,575円	820,075円	1,038,360円
R 7 年度	83,230円	241,705円	362,535円	557,345円	764,805円	986,680円
対前年度	▲1,620円	▲12,030円	▲20,290円	▲37,230円	▲55,270円	▲51,680円
対前年度比	98.1%	95.3%	94.7%	93.7%	93.3%	95.0%

(5) 給与所得者（65歳未満）
3人世帯〔世帯主（40歳）＋配偶者（40歳収入なし）＋子（5歳収入なし）〕
【保険料は（基礎＋後期＋介護）】

年 収	1 0 0 万円	2 0 0 万円	3 0 0 万円	5 0 0 万円	7 0 0 万円	9 0 0 万円
R 6 年度	101,250円	279,975円	376,225円	627,375円	852,875円	1,045,210円
R 7 年度	99,255円	209,310円	355,895円	589,395円	796,855円	1,013,530円
対前年度	▲1,995円	▲70,665円	▲20,330円	▲37,980円	▲56,020円	▲31,680円
対前年度比	98.0%	74.8%	94.6%	93.9%	93.4%	97.0%

5 その他

(1) 高額療養費の自己負担限度額の引き上げについて

保険料負担の軽減を図ることを目的として令和7年8月から自己負担限度額を引き上げる。令和8年度以降は順次、所得区分の細分化、及び自己負担限度額の引き上げがされる予定。

(現時点での政府案)

70歳未満		現 行		R 7. 8～R 8. 7	
区分	要件	自己負担限度額 (月額)	多数回該当 (月額)	自己負担限度額 (月額)	多数回該当 (月額)
ア	年収約1,160万円～	252,600円+1%	140,100円	290,400円+1%	161,100円
イ	年収約770万～1,160万円	167,400円+1%	93,000円	188,400円+1%	104,700円
ウ	年収約370万～770万円	80,100円+1%	44,400円	88,200円+1%	48,900円
エ	年収～約370万円	57,600円	44,400円	60,600円	46,500円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	36,300円	25,200円

70歳以上		現 行		R 7. 8～R 8. 7	
区分	要件	自己負担限度額 (月額)	多数回該当 (月額)	自己負担限度額 (月額)	多数回該当 (月額)
現役並みⅢ	年収約1,160万円～	252,600円+1%	140,100円	290,400円+1%	161,100円
現役並みⅡ	年収約770万～1,160万円	167,400円+1%	93,000円	188,400円+1%	104,700円
現役並みⅠ	年収約370万～770万円	80,100円+1%	44,400円	88,200円+1%	48,900円
一般	年収～約370万円	57,600円 外来特例18,000円	44,400円	60,600円 外来特例18,000円	46,500円
低所得Ⅱ	住民税非課税世帯	24,600円 外来特例8,000円		25,300円 外来特例8,000円	
低所得Ⅰ	住民税非課税世帯 (一定所得以下)	15,000円 外来特例8,000円		15,400円 外来特例8,000円	

※「+1%」とは、一定額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの。

※ 年収は目安の額であり、実際の区分の判定には所得等が用いられる。